

ごみの分別について



分別はなぜ必要？



- ①焼却ごみの量が減る
- ②資源を再利用できる
- ③環境への負荷の軽減

本市では年間2,293トン（令和4年度）の資源ごみが回収されています。

ごみの分別

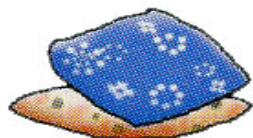
・もえるごみ (週2回収集)

1. 生ごみ類
2. 小さなプラスチック類
3. 皮革類
4. 小さいおもちゃ類
5. その他
6. ふとん、座ぶとん類

★剪定した庭木や葉で半透明の袋に入る場合は、もえるごみ専用シールを貼ってください。



ふとん



座ぶとん

★例外：寝具座布団類には粗大ごみシールを貼ってください！

ごみの分別

・粗大ごみ (月1回収集)

1. せともの類



2. ガラス類



3. 家具類



4. 大きなプラスチック類



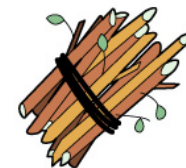
5. その他

★小さいものはごみ袋に入れ、大きいものは1点につき1枚のシールを貼って！

★刃物類は新聞紙などに包んで「危険物」と表示を！

★剪定した庭木の太い枝等は束ねて、粗大ごみの日に。

(長さは1m50cm以内で)



ごみの分別

• 資源ごみ (月2回収)

★令和5年度より回収頻度の変更
月1回→月2回になりました!

1. 発泡スチロール 白色トレイ



2. ペットボトル



ごみの分別

- 資源ごみ (月1回収)

3. 金属、家庭電化製品



ごみの分別

・資源ごみ (拠点回収)

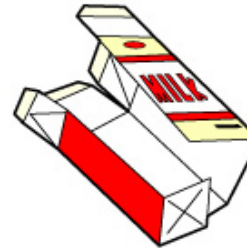
1. カン・ビン

市内約430カ所にリサイクルボックスを設置



2. 牛乳パック

市内の公共施設等に
回収ボックスを設置



3. 小型充電式電池

市役所生活環境グループ窓口で回収



4. 古紙・段ボール・雑がみ・古布

自治会・こども会などが集団回収を実施



ごみの分別

その他

下記のは法律で処分の方法が決められています。

1. 家電4品目

エアコン
テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)
冷蔵庫・冷凍庫
洗濯機・衣類乾燥機



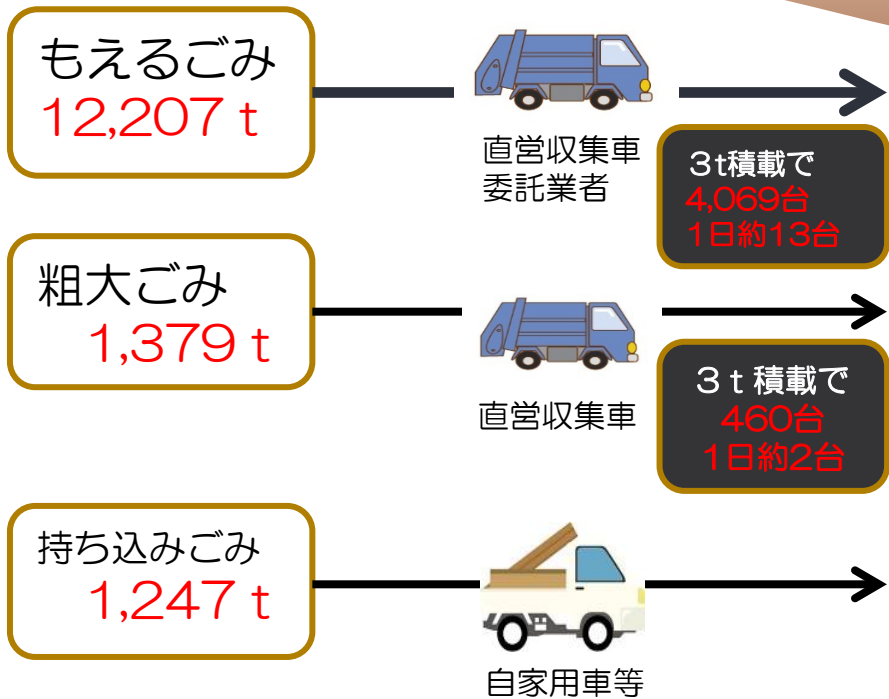
- ①購入した販売店
買替をした販売店で引取
- ②家電製品協会の指定工場へ持込
(市役所等へ収集依頼も可能)

2. パソコン



- ①製造メーカーによる回収
- ②国の認定事業者による回収

もえるごみと粗大ごみの行先



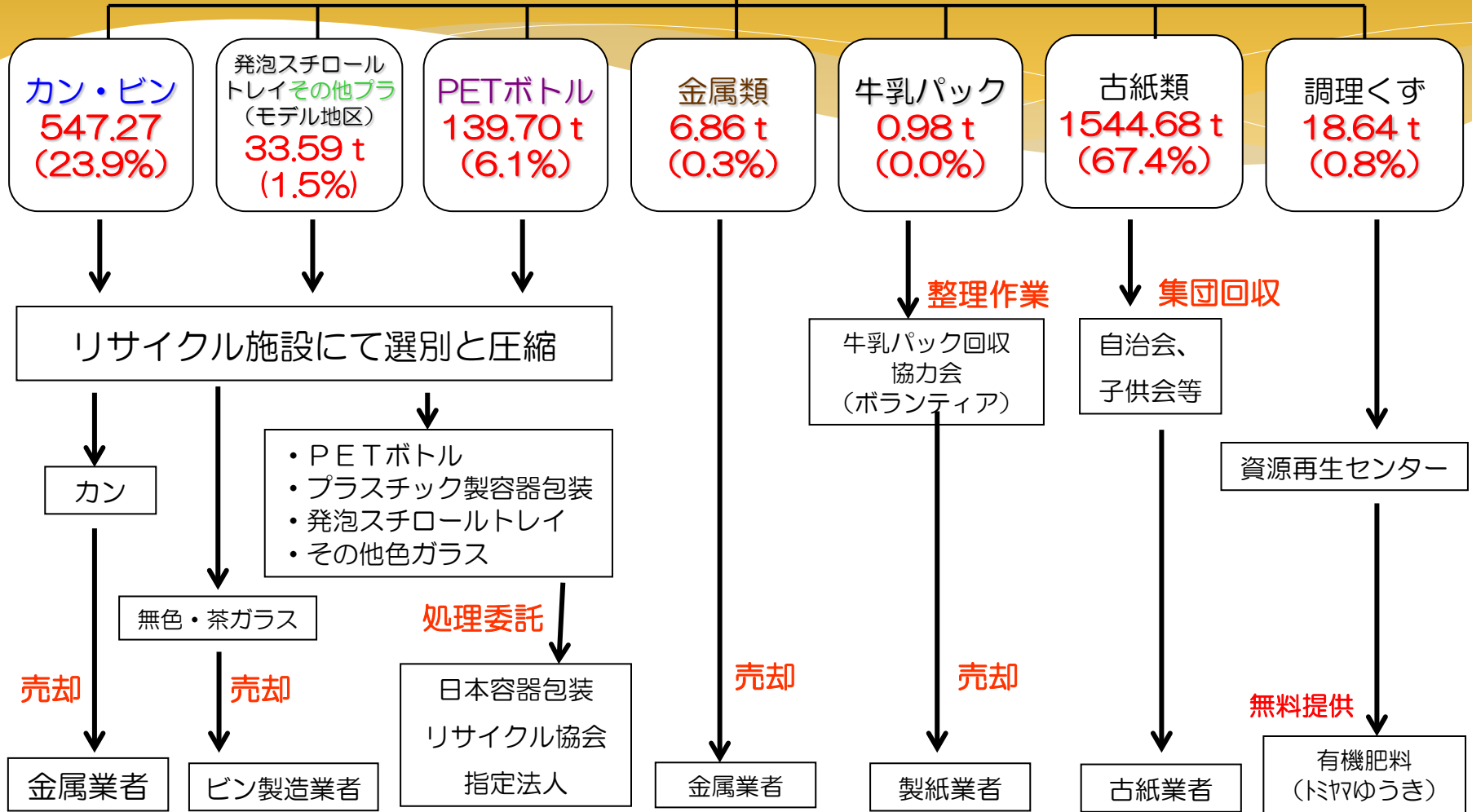
南河内環境事業組合第1清掃工場
場所：富田林市甘南備

(焼却灰)

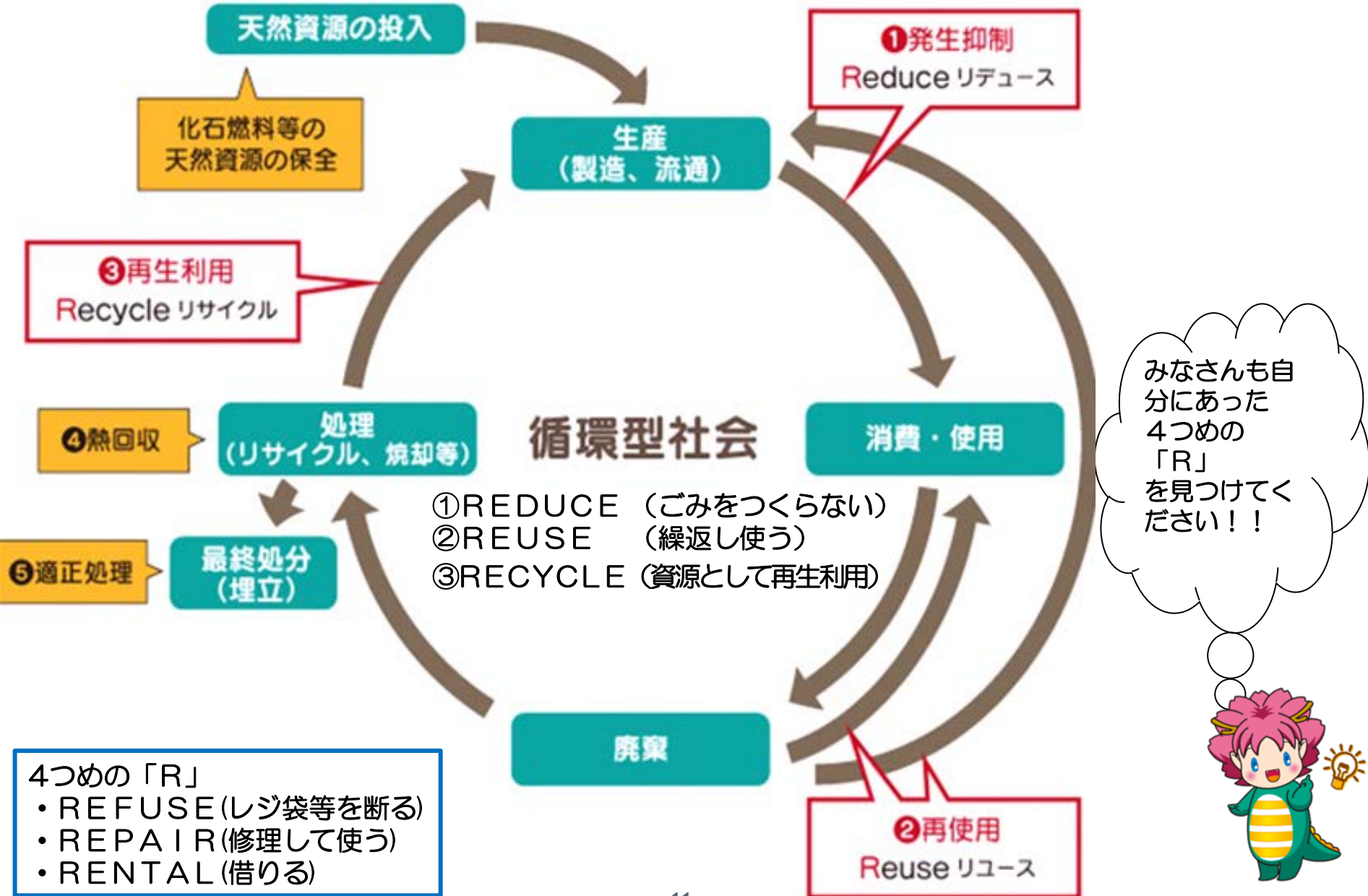
大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）
泉大津沖処分場

資源ごみの行方

資源ごみ回収量
2,291.79 t



時代は "3R" から "4R" へ



ごみ減量の工夫

★不要なものを買わない

- 買う前に本当に必要なのか考える

★分別を徹底する

- 識別マークを確認して、きちんと分別する

★過剰包装を断る

- シャンプーなどは詰め替え用を利用し、簡易包装に協力する。

★買い物袋を持参する

- マイバッグを持参して、レジ袋は使わない

★生ごみは水切りをする

- ごみ袋に入れる前にしっかり水切りして減量する。



福井県のホームページより

「焼却場での火災事故」



最近の清掃工場（焼却場）
での火災事故の状況

- 令和4年4月26日
- 令和3年10月19日
- 令和2年6月4日

1年に1度のペースで発生。修繕には多額の費用がかかります。

原因は危険物の混入。中でも昨今問題視されているのが小型充電式電池

「小型充電式電池」

（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）

破碎時の衝撃により爆発・発火しやすく、多くの焼却場で火災事故の原因となっており、全国的な問題となっている。

各種リサイクルマーク



○回収方法

一般社団法人JBRCの「協力店・協力自治体」へお持ち込みください。（※着脱式のものに限る）



大阪狭山市役所(本庁、生活環境グループ窓口)	
南河内環境事業組合資源再生センター	ミックミヤ金剛店
コーナン商事(株)ホームセンターコーナン狭山店	上新電機(株)狭山店

リネットジャパンリサイクル株式会社 との協定締結

令和4年(2022年)3月22日

「大阪狭山市とリネットジャパンリサイクル株式会社と
の連携と協力に関する協定」を締結

パソコン・小型家電の宅配便による回収を依頼できます。

パソコン・小型家電の宅配便回収

(リネットジャパンリサイクル(株)を利用の場合)



- 申込方法 リネットジャパンリサイクル(株) ホームページもしくはFAX
- 回収対象 パソコン、携帯電話、キッチン・生活家電など400品目以上
- 回収条件 3辺合計140cmの箱に、重量20kg以内で詰める
- 回収手数料 1箱1,650円(税込) ※パソコンを含む場合は無料(1箱分)

特徴：「パソコンと同じ箱に入れた小型家電についても無料で回収」

(PCリサイクルマークがついたパソコンは製造メーカーで無償回収も可能)

カン・ビンの回収方法について

○リサイクルボックスでの拠点回収

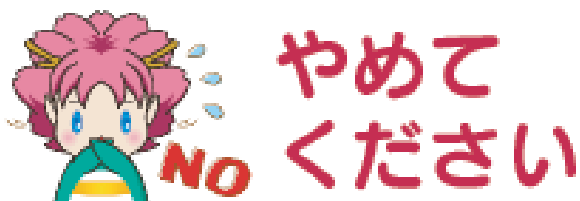


- 市内の約430カ所に設置
 - 週に1回の定期回収
排出多量箇所は週に2回
(1月1日~3日は収集の休業期間)
- 月2回から変更



利点：「いつでも好きなタイミングで
カン・ビンを捨てられる」

リサイクルボックスの誤った利用（事例紹介）



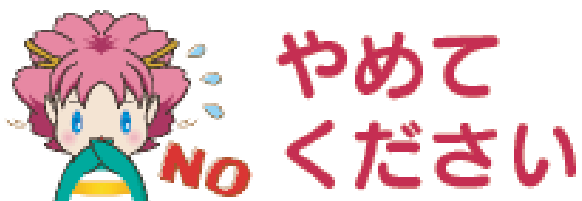
× 一度に大量に投入する

一度に大量に投入するとリサイクルボックスが溢れる原因に。

× ボックスの外に置く

中身がいっぱいの場合は持ち帰り、日を改めての排出を。

リサイクルボックスの誤った利用（事例紹介）



× 袋をリサイクルボックスにくくりつける



- 景観が悪くなる
- 収集作業の妨げになる
- 道路等に飛散し、
周辺住民の迷惑になる。

リサイクルボックスの誤った利用（事例紹介）



やめて
No ください

×生ごみ等、カンビン以外のものを入れる

回収の大きな妨げに。不法投棄となるケースも。

×大きな音を立てて入れる。（特に夜間）

特に住宅地や夜間における排出がトラブルに。

リサイクルボックスの正しい利用法







正しい 投入方法

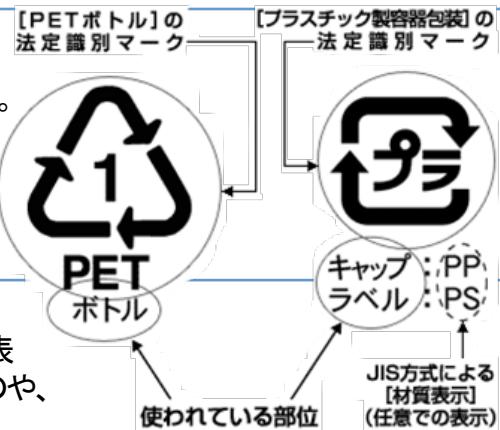
- ①中身をきれいに洗う
- ②カン・ビンのみをいれる
- ③投入時、袋や箱から出す
- ④深夜早朝の投入をなるべく避ける。
- ⑤少量ずつ小分けに入れる
- ⑥静かに入れる
- ⑦袋はくくらず持ち帰る

周知啓発にご協力をよろしく申し上げます。

リサイクルマーク(識別表示マーク)の主なもの



● 法律で表示することが定められているリサイクルマーク

マーク	法律、運営主体名等	説明
飲料缶の識別マーク 	資源有効利用促進法 (平成3年10月から法定表示) 公益社団法人食品容器環境美化協会	<ul style="list-style-type: none"> ・スチール缶とアルミ缶を識別するマーク。 ・コーヒー缶、ジュース缶、缶詰、クッキーの缶などはスチール缶。ビールや炭酸飲料などはアルミ缶が多く使われる
ペットボトルマーク 	資源有効利用促進法 (平成5年6月から法定表示) PETボトルリサイクル推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルを他のプラスチック製容器と識別するためのマーク。 ・飲料、しょう油、酒等の容器に表示。
プラスチック製容器包装マーク 	資源有効利用促進法 (平成13年4月から法定表示) プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルマークを表示すべき容器以外のプラスチック製容器に 表示されるマークで商品を入れたものや、 包んだものに表示。 ・食品用トレイ、発砲スチロール、包装フィルム、袋、シャンプー・リンス容器、キャップ、カップ麺容器等
紙製容器包装マーク 	資源有効利用促進法 (平成13年4月から法定表示) 紙製容器包装リサイクル推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・紙製の容器包装に表示されるマーク ・段ボール製の容器包装と飲料用紙パック(内側にアルミニウムが張られていないもの)には表示されない。




● 自主的に表示しているリサイクルマーク





リサイクル分別を容易にするために、リサイクル推進団体などが自主的に決めたマーク

マーク	運営主体名等	説明
飲料用紙パックマーク 	飲料用紙容器リサイクル協議会 (平成12年5月から自主表示)	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミなし紙パックに付けられるマーク。 ・牛乳の他、ジュース、コーヒー、茶、酒などの紙パックで、アルミニウムを利用していない飲料用紙容器。
段ボールマーク 	段ボールリサイクル協議会 (平成13年2月から自主表示)	段ボールに付けられるマーク。


● リサイクルのための回収が行われている商品のマーク

マーク	運営主体名等	説明
PCリサイクルマーク 	パソコン3R推進協会 (平成15年10月以降に販売された家庭向けパソコンに貼付)	このマークのついたパソコン、ディスプレイは生産者等が無償回収し、リサイクルします。購入時の標準添付品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど)も含む。プリンタ、スキャナ、ワープロ、ゲーム機等は対象外。


● 法律で表示することが定められているリサイクルマークその他

マーク		法律、運営主体名等	説明
小形二次電池	ニカド電池 	資源有効利用促進法 (平成13年4月から法定表示) 一般社団法人電池工業会	使い切りの乾電池とは違って、充電して繰り返し使える。携帯電話やコードレス電話、ノートパソコンなどに使用されています。
	密閉型ニッケル・水素蓄電池 		
	リチウム二次電池 		
	小形シール鉛蓄電池 		

● 自主的に表示しているリサイクルマークその他

マーク	運営主体名等	説明
携帯電話 	社団法人電気通信事業者協会 情報通信ネットワーク産業協会	携帯電話の部品には、金や銀などの貴金属やパラジウムなどのレアメタル(希少金属)が部品に含まれています。

◆ 自主的に表示しているリターナブルマーク

マーク	運営主体名等	説明
ガラスびんリターナブルマーク 	日本ガラスびん協会	ガラスびんは、リターナブルびんとワンウェイびんがあります。 リターナブルびんは、ビールびん、牛乳びんなどの、洗って何度も繰り返し使われるびんです。ワンウェイびんは、業者が無色、茶、緑などの色別に分類し、洗って細かく砕きカレット状になりガラスの原料として再利用されます。

●家電リサイクル法(平成13年4月に施行)による家電製品4品目

平成16年4月1日より、「電気冷蔵庫」が「電気冷蔵庫」と同じ区分で追加されました。

平成21年4月1日より、「液晶式テレビ及びプラズマ式テレビ」並びに衣類乾燥機が追加されました。

エアコン	テレビ (ブラウン管、 液晶・プラズマ)	冷蔵庫・ 冷凍庫	洗濯機・ 衣類乾燥機
			

◇南河内環境事業組合に搬入できない主なもの(平成27年4月1日現在)

項目	品目	理由	処理・問い合わせ先
1	エアコン	家電リサイクル法	家電製品協会
2	テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)		家電リサイクル券センター
3	冷蔵庫・冷凍庫		TEL 0120-319640
4	洗濯機・洗濯乾燥機・衣類乾燥機		
5	パソコン	資源有効利用促進法	パソコン3R推進協会 TEL 03-5282-7685
6	原動機付き自転車・自動二輪車(部品を含む)	処理困難物	二輪車リサイクルコールセンター TEL 050-3000-0727
7	自動車部品(アクセサリ類は除く)	自動車リサイクル法 処理困難物	販売店、自動車販売店等
8	タイヤ・ホイール(自転車用を除く)	処理困難物	販売店、自動車販売店等
9	バッテリー(乾電池を除く)	処理困難物	販売店、自動車販売店等
10	消火器	処理困難物	消火器リサイクル推進センター TEL 03-5829-6773
11	石油類・オイル類	危険物	販売店・ガソリンスタンド
12	農薬・薬品・塗料	危険物	販売店・メーカー等
13	ガスボンベ・酸素ボンベ・その他ボンベ類	危険物・処理困難物	大阪LPガス協会お客様相談所 一般電話(通話料無料) TEL 0800-888-0412 携帯電話 TEL 06-6263-0410 近畿高圧ガス容器管理委員会 TEL 06-6251-5179
14	カセットボンベ(中身の残っているもの)	危険物・処理困難物	カセットボンベお客様センター TEL 0120-14-9996
	カセットボンベ(使い切っているもの)	資源ごみ	資源ごみの日に出してください

項目	品 目	理 由	処理・問い合わせ先
15	石膏ボード・耐火ボード 断熱材・ガラスウール	処理困難物	販売店等
16	コンクリート製品(ブロック・物干し台等)	処理困難物	販売店・建材店等
17	瓦・レンガ・タイル	処理困難物	販売店・建材店等
18	土砂・石	処理困難物	販売店・建材店等
19	注射針など鋭利な物等	医療系廃棄物	病院・販売店等
20	耐火金庫	処理困難物	大阪セーフ・ファニチュア協同組合 TEL 06-6228-6767
21	オイルヒーター	処理困難物	メーカー・販売店等
22	農業用機械(部品を含む)	処理困難物	販売店等
23	建設用機械(部品を含む)	処理困難物	販売店等
24	電気温水器	処理困難物	販売店等
25	ソーラー給湯器	処理困難物	販売店等
26	エンジン・コンプレッサー 発電機等の機械類	処理困難物	販売店等
27	ピアノ	処理困難物	販売店・メーカー・専門業者
28	電動式ベット	処理困難物	販売店等
29	リフォーム・解体等による建築廃材等 (材料・畳・浴槽・便器等)	産業廃棄物	専門業者
30	建設廃材	産業廃棄物	販売店・建材店等
31	鉄筋・鉄骨・金属塊等の金属類	処理困難物	販売店・専門業者
32	パレット(荷物流通用)	産業廃棄物	専門業者
33	ソーラーパネル(太陽光パネル)	処理困難物	販売店・専門業者
34	スプリング入りマットレス(サイズ問わず)	処理困難物	販売店・専門業者
35	農業用ビニール・畦シート等 (多量のビニール・プラスチック類を含む)	処理困難物	販売店・専門業者

項目	品目	理由	処理・問い合わせ先
36	著しい悪臭を発するもの	処理困難物	販売店・専門業者
	(嘔吐物、動物の糞その他これに類するもの)		
その他	・木製の家具等で、最大辺が180cmをこえるもの	処理困難物	販売店・専門業者
	・木材・植木・板切れ等(竹を除く)		
	太さ25cm以上及び長さ150cmをこえるもの		
	・竹		
	枝のついているもの及び長さ50cmをこえるもの		
	・波板(ビニール製)		
	長さ150cmをこえるもの		
	・ビニールパイプ		
	長さ150cmをこえるもの・直径10cmをこえるもの		
	他		

◇ごみの直接持ち込みについて

富田林市・河内長野市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村以外からのごみを持ち込むことはできません。

その他、下記以外のものでも南河内環境事業組合が、施設において支障をきたす恐れがあると認めるもの等、ごみの種類又は数量によっては処理できないため持ち込みをお断りする場合があります。

処理困難物の処理については、各取扱店にお問い合わせください。